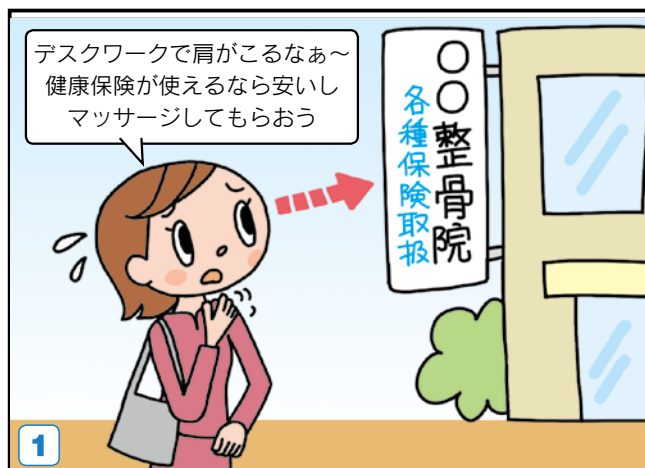


整骨院・接骨院では健康保険が使えるケースは限られています



整骨院や接骨院の看板に「各種保険取扱」と書かれていても、健康保険が使えるのは一部のケースに限られています。健康保険の対象外の施術を受けた場合は、全額自己負担となりますので、ご注意ください。

健康保険が使えるケース

- 骨折※ 脱臼※** ※応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要。
- 打撲 捻挫** (いわゆる肉ばなれを含む)

外傷性が明らかで、慢性的な状態に至っていないものに限られます。

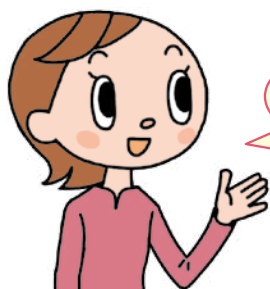
健康保険が使えないケース(全額自己負担)

- ×日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- ×保険医療機関で治療中の負傷
- ×脳疾患後遺症などの慢性病
- ×症状の改善の見られない長期の施術
- ×労災保険が適用となる工作中や通勤途上におきた負傷 …など

病院と整骨院・接骨院は違います

整形外科などの医療機関では、医師がレントゲンやMRI等の検査結果をもとに診断し、症状や病状にあわせて投薬、注射、手術、リハビリテーション等を行い治療します。

一方、整骨院・接骨院では、柔道整復師が施術を行います。柔道整復師は国家資格をもつ専門家ですが、医師ではないため、病院と同じように検査、治療を行うことはできません。



整骨院・接骨院は病院とは違うから健康保険が使えるケースも限定されるのね

整骨院・接骨院にかかったときの注意点

- ◆負傷原因を正確に伝えましょう。
- ◆「療養費支給申請書」に署名するときは、負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、自分で署名してください。白紙の申請書には署名しないでください。
- ◆領収書はそのつど必ずもらい、大切に保管してください(医療費控除を受けるときにも必要です)。

健保組合から、施術内容等を照会することがありますのでご協力ください

健保組合では、健康保険証を使って整骨院・接骨院の施術を受けた方に、後日、施術日や施術内容、負傷原因等について確認させていただく場合があります。保険料を適正に活用するため、ご理解とご協力をお願いいたします。